市役所本庁舎改修工事設計業務委託　プロポーザル採点基準表

No.	区分	評価項目	評価の視点	配点基準	配点
1	技術提案の評価	本庁舎整備の考え方	①“市役所”の新たなスタンダードの形を意識した提案となっているか。 ②「本庁舎整備の考え方」に記載している「設計の整備基本コンセプトと本庁整備の考え方」を理解し、その内容に即した提案となっているか。	「本庁舎整備の考え方」を十分理解し、“市役所”の新たなスタンダードの形が明確に提案されている。	15
				「本庁舎整備の考え方」を理解し、“市役所”の新たなスタンダードの形について一定提案されている。	10
				「本庁舎整備の考え方」をある程度理解しているが、“市役所”の新たなスタンダードの形がほとんど提案されていない。	5
				「本庁舎整備の考え方」を理解しておらず、“市役所”の新たなスタンダードの形が提案されていない。	0
2		窓口環境の在り方	①福祉の窓口に来られる市民を考慮した、ユニバーサルデザインを取り入れた提案となっているか。 ②来庁者に寄り添った行政手続・相談機能（プライバシーに配慮した窓口、可変型窓口、ワンストップ窓口　等）が構築されているか。	評価の視点が十分に考慮され、窓口環境の在り方が明確に提案されている。	10
				評価の視点が考慮され、窓口環境の在り方が一定提案されている。	6
				評価の視点がある程度考慮されているが、窓口環境の在り方がほとんど提案されていない。	3
				評価の視点が考慮されておらず、窓口環境の在り方が提案されていない。	0
3		職場環境の在り方	①既存建築物を活かし、懐かしさ（外観）と革新性（職場環境、機能）が融合した執務室環境が提案されているか。 ②フリーアドレスの導入を前提に、什器類の大きさ・配置を統一したユニバーサルレイアウトが提案されているか。 ③可能な限り壁を撤去するなど、既存のフロアを最大限に利用しつつ、オープンでカジュアルなオフィス空間により、労働市場における競争優位となるような、新たな職場環境が提案されているか。	評価の視点が十分に考慮され、職場環境の在り方が明確に提案されている。	10
				評価の視点が考慮され、職場環境の在り方が一定提案されている。	6
				評価の視点がある程度考慮されているが、職場環境の在り方がほとんど提案されていない。	3
				評価の視点が考慮されておらず、職場環境の在り方が提案されていない。	0
4		庁舎環境の向上	①事故・防犯の視点に加え、災害時には「災害対策本部」が機能するような環境が提案されているか。 ②受変電設備の更新も含め、維持管理や設備更新の容易性等を考慮した提案となっているか。	評価の視点が十分に考慮され、庁舎環境の向上が明確に提案されている。	10
				評価の視点が考慮され、庁舎環境の向上が一定提案されている。	6
				評価の視点がある程度考慮されているが、庁舎環境の向上がほとんど提案されていない。	3
				評価の視点が考慮されておらず、庁舎環境の向上が提案されていない。	0
5		その他	①外観や地階など、既存施設を最大限に活用した提案となっているか。 ②「居ながら施工」及び「期間中の暫定活用」が検討され、移転コストの短縮等が提案されているか。	評価の視点が十分に考慮され、効率的かつ効果的な改修が提案されている。	10
				評価の視点が考慮され、効率的かつ効果的な改修が一定提案されている。	6
				評価の視点がある程度考慮されているが、効率的かつ効果的な改修がほとんど提案されていない。	3
				評価の視点が考慮されておらず、効率的かつ効果的な改修が提案されていない。	0
6	業務計画の評価	業務工程	事務所として庁舎を運用しながらの工事を想定したスケジュール及び作業工程が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか。	具体的な工事工程が設定され、明確に実現可能性が示されている。	5
				工事工程が設定され、ある程度実現可能性が示されている。	3
				工事工程が設定されているが、実現可能性が明確でない。	1
				工事工程が設定されておらず、実現可能性が明確でない。	0
7	企業の評価	実績	過去10年間（平成27年度から令和6年度）までにおいて、官公庁からの庁舎の工事にかかる設計業務の実績件数　又は、国土交通省告示第十五号別添２第４号第１類若しくは第２類の建築物にかかる設計業務の実績件数。	実績件数及び金額に応じて配点する。 合計得点の最大点は１０点までとする。 実績１件当たりの配点は下表のとおり。 なお、庁舎以外の施設については庁舎の点数を２で割った数値を小数点以下四捨五入したものを加点する。	/10
				設計業務の受注金額 ／ 庁舎 ／ 庁舎以外	
				１５００万円以上 ／ 5 ／ 3	
				１５００万円未満 ／ 4 ／ 2	
				１０００万円未満 ／ 3 ／ 2	
				５００万円未満 ／ 2 ／ 1	
				１００万円未満 ／ 1 ／ 1	
8	技術者の評価	管理技術者の評価	過去10年間（平成27年度から令和6年度）までにおいて、官公庁からの庁舎の工事にかかる設計業務の実績件数　又は、国土交通省告示第十五号別添２第４号第１類若しくは第２類の建築物にかかる設計業務の実績件数。	実績件数及び金額に応じて配点する。 合計得点の最大点は１０点までとする。 実績１件当たりの配点は下表のとおり。 なお、庁舎以外の施設については庁舎の点数を２で割った数値を小数点以下四捨五入したものを加点する。	/10
				設計業務の受注金額 ／ 庁舎 ／ 庁舎以外	
				１５００万円以上 ／ 5 ／ 3	
				１５００万円未満 ／ 4 ／ 2	
				１０００万円未満 ／ 3 ／ 2	
				５００万円未満 ／ 2 ／ 1	
				１００万円未満 ／ 1 ／ 1	
		主たる担当技術者の評価	過去10年間（平成27年度から令和6年度）までにおいて、官公庁からの庁舎の工事にかかる設計業務の実績件数　又は、国土交通省告示第十五号別添２第４号第１類若しくは第２類の建築物にかかる設計業務の実績件数。	実績件数及び金額に応じて配点する。 合計得点の最大点は１０点までとする。 実績１件当たりの配点は下表のとおり。 なお、庁舎以外の施設については庁舎の点数を２で割った数値を小数点以下四捨五入したものを加点する。	/10
				設計業務の受注金額 ／ 庁舎 ／ 庁舎以外	
				１５００万円以上 ／ 5 ／ 3	
				１５００万円未満 ／ 4 ／ 2	
				１０００万円未満 ／ 3 ／ 2	
				５００万円未満 ／ 2 ／ 1	
				１００万円未満 ／ 1 ／ 1	
9	見積額の評価	見積額の妥当性	設計業務の見積額が安価であるか。	評価点10点×（参加資格を有する全応募者における最低価格/応募価格） ※小数点以下は切捨て	/10
合計					**100**